

# お客様組織別提出書類基準 [セコムパスポートfor Web EVサービス]

## 必要書類およびお申込者資格

### ■必要書類

- ・サービス申込書 (全申請組織共通)
- ・サービス利用規定 (全申請組織共通)

その他必要書類、およびお申込者資格につきましては、申請組織によって異なります。詳細は下記(1)～(4)をご確認ください。

※申請内容によっては、別途書類の提出をお願いする場合がございますので、ご了承ください。

## (1)セコムパスポートfor WEB EVサービス申込書について

\* サービス申込書へは、**お申込者の直筆署名**が必要です。

お申込者資格については、以下の表をご確認ください。

NO.	企業/機関/各種組織団体	お申込者 [署名者] の資格
1	登記された法人 * (注1)	課長以上 (または課長相当以上)
	法人企業	課長以上 (または課長相当以上)
	学校法人	もしくは 教頭以上 (または教頭相当以上)
	その他法人	課長以上 (または課長相当以上)
2	国公立学校およびその附属機関 * (注2)	課長以上 (または課長相当以上) もしくは 教頭以上 (または教頭相当以上)
3	中央官庁/地方自治体およびその機関 * (注3)	課長以上 (または課長相当以上)
4	上記以外 * (注4)	

\* 事務担当者欄の押印 (お支払先を第三者組織で登録される場合)

事務担当者欄に押印欄が表示されます。事務担当者の押印については、以下の表をご確認ください。

NO.	企業/機関/各種組織団体	事務担当者ご使用印
1	登記された法人	役職印、または社印+事務担当者の個人印
2	国公立学校、およびその附属機関	公印、または役職印(個人印不可)
3	中央官庁/地方自治体およびその機関	
4	上記以外 * (注4)	

## (2)申請組織の設立年月日の確認

設立年月日を確認し、「**設立年数が3年未満**」かつ「**東京商エリサーチ(TSR)企業情報に登録されていない**」場合は、下記の書類を提出いただきます。

NO.	企業/機関/各種組織団体	必要書類
1	登記された法人	弁護士意見書
2	国公立学校およびその附属機関	—
3	中央官庁/地方自治体およびその機関	—
4	上記以外 * (注4)	

※ 弁護士意見書は、弁護士が作成したもののみ有効です。

## (3)申請組織の英語商号の確認 (登記された法人の場合)

申請組織名の正式な英語表記を、以下①～⑤のいずれかで確認します。

- ①東京商エリサーチ(TSR)企業情報
- ②有価証券報告書(EDINET)
- ③定款
- ④弁護士意見書
- ⑤へボン式ローマ字

\* ③、④ の場合、下記の書類を提出いただきます。

必要書類
③ 会社定款のコピー(実印を押印) + 法人印鑑証明書(3ヶ月以内のもの)の原本 ※原本証明した英文商号の記載がある会社定款(全て)をご用意ください。また原本証明のため、実印の押印が必要です。
④ 弁護士意見書 ※弁護士が作成したもののみ有効です。

## (4)申請組織の電話番号の確認について

「TSR企業情報に登録されていない」かつ「番号案内サービスで電話番号に登録されていない」場合、下記の書類を提出いただく場合があります。

必要書類
弁護士意見書

\* (注1) 「登記された法人」とは、商業・法人登記をしている下記のような組織をいいます。

株式会社、有限会社、合資会社、相互会社、合名会社、信用金庫、協同組合、労働金庫、国立(公立)大学法人、  
学校法人、一般(公益)財団法人、一般(公益)社団法人、医療法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人 など

\* (注2) 国公立学校とは、法人登記をされていない国や地方公共団体の設置する学校(県立学校 や 市立学校)をいいます。

\* (注3) 「中央官庁/地方自治体およびその機関」とは、下記のような組織をいいます。

中央省庁、地方局、国の研究機関、都道府県、市町村、地方自治体の研究機関 など

\* (注4) 区分に該当がない場合は個別にお問い合わせ下さい。